

成績評価報告・講評									
科目名(キャンパス・曜・時限)				企業法務			(青山・月曜 1限)		
担当者				土橋 正					
受講者総数				254 名					
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数				38 名 (14.96% %)					
X評価の者を除く成績評価比率									
AA	6 %	A	15.7 %	B	31.5 %	C	31 %	XX	15.7 %
学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由									
試験問題／レポートの課題									
第1問 会社の定款所定の目的と社会貢献について論じなさい。 第2問 内部統制の目的と要素を論じなさい。									
出題の意図									
第1問 会社の権利能力は定款に定められた「目的」によって制限されるが(民法34条)、そのような会社が寄付などの社会貢献をすることができるか、できるとしたらその基準は何かを問う。 第2問 内部統制の目的と要素についてどのように理解しているか問う。									
講評									
第1問 一般的な構成としては、まず、会社の「権利能力」が定款所定の目的によって制限されることを、民法34条を用いて明らかにする。次に、そのような目的の範囲外の行為について、判例がどのような立場をとってきたかを明らかにする。すなわち、当該行為が「客観的・抽象的」に見て定款所定の目的に「必要・有益」な行為であれば、会社の目的の範囲内であるとする判例の立場を示す。そして、そのような基準から、社会貢献について、定款所定の目的の範囲内であるかを論じる。社会貢献については、典型的には「寄付」を考えればよいであろう(メセナもこの寄付と考えられる。)。そして、寄付については「人道的寄付」と「政治献金」とに分けて論じることが必要である。 なお、これらの問題については、ALIについて触れることも有効である。但し、アメリカにおいては会社法は州ごとにしかなくALIは連邦法のための草案でしかないこと、アメリカでは企業献金が認められていないことに留意して誤った結論を導いてはならない。									

第2問

一般的な構成としては、まず、「内部統制」の定義を明らかにする。そして、次に「COSO」や「COSO ERM」における内部統制の目的と要素を示した上で、「日本版COSO」の4つの目的と6つの要素を、それらと対比して明らかにすることになる。

答案の中には、この4つの目的と6つの要素を列挙するだけのものが多かったが、「内部統制の目的と要素を論じなさい。」と問われたときに、「4つの目的として……があり、6つの要素として……がある」とだけ答えでも不十分であって、それぞれについて「説明」をすることが求められる。

なお、これに関連してアメリカのSOX法や日本の会社法、金融商品取引法にも適宜触れることになるが（加点要素）、設問はあくまでも「内部統制の目的と要素」であって、最終的にこれを論じなければ有効な答案にはなり得ないものである。

（全体を通じて）

講義に出席して積極的に準備をしてきた人が多かったのは喜ばしい。しかし、知識と答案とが必ずしも連携しておらず、知識を十分に答案に示すことができないものも多かったのは残念である。今後も様々な場面で「書く力」、「答案力」を身に付けるよう努力して欲しい。